

## 消防 なんでも 南部分署



### 年頭のごあいさつ

謹んで新春のご祝詞を申し上げます。

町民の皆様には、清々しい新春を健やかにお迎えのこととお喜び申し上げます。

また、日ごろから阿蘇広域消防本部の消防業務に對しまして多大なるご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、昨年は、南部分署管内を振り返りますと、一昨年のような豪雨災害もなく、年間を通じて平穩な一年であったと思われます。

しかしながら、年間の救急出件件数は毎年増加傾向にあり、また、昨年は、例年になく建物火災が頻発し、貴重な住民の財産が失われました。

本年も、「地域住民の皆様の安全、安心」のために、地域の実情に精通した消防団の皆様、さらに地域の皆様のご協力を得ながら、南部分署職員全員が心一つにして、これまで以上に危機感と緊張感を持ち職務に精励する所存であります。今後とも皆様のご支援ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

終わりに、新しい年が皆様方の更なる飛躍の年となり、益々のご健勝とご多幸でありますよう心からお祈り申し上げます、新年のあいさつといたします。

阿蘇広域行政事務組合消防本部 南部分署長 荒牧博昭

■お問い合わせ先  
阿蘇広域消防本部南部分署 TEL (02) 90034

## こちら 高森警察署 です!



### 110番の正しい利用について

- 110番は「緊急時の通報用」の電話です
- ・ 事件・事故等の緊急時に使用してください。
- ・ 相談や照会など急がない用件は「警察相談電話（#9110）」や警察署に電話してください。
- 110番するときは
- ・ 何があった（事件・事故）か、いつごろあったのか、どこで発生したのか（場所、目標物）を、落ち着いて話してください。
- ・ 110番通報は、すべて警察本部にかかります。
- ・ 市町村名、電話番号、付近の建物、目標物をお話してください。目標物がない場合は、付近の九州電力の電柱番号を知らせてください。
- いたずら電話は絶対にやめてください！本場に緊急な通報が受けられず、事件・事故の解決や、生命・身体に関わる大きな障害となります。
- 携帯電話で110番通報するときは
- ・ 車を運転しながらの通報はできません。必ず停車してから通報してください。
- ・ 県境近くでは、他県の警察本部につながる場合があります。すぐに熊本県に転送されますので、電話を切らず、あわてずにお話してください。
- 「FAX110番」「メール110番」について
- ・ 耳や言葉の不自由な人専用です。事案名・場所・住所・氏名などを入力して送信してください。
- FAX番号 096 (382) 2110
- メール [kumamoto-police110@deluxe.ocn.ne.jp](mailto:kumamoto-police110@deluxe.ocn.ne.jp)

■お問い合わせ先  
高森警察署 TEL (02) 0110

## 知っておきたい 税情報



### 電子証明書の更新手続はお済みですか

電子証明書とは、国税電子申告・納税システム（e-Tax）及び地方税ポータルシステム（e-TAX）をはじめとしたインターネットを利用して行政手続を行う際に、本人確認の役割を果たすものです。

有効期限は発行日から3年です。期限間近の人や既に期限を過ぎている人については、窓口での更新手続が必要です。

詳しくは、公的個人認証サービスポータルサイト（<http://www.jpki.go.jp/>）をご覧ください。  
※更新手続には本人確認用書類のほか、発行手数料が必要です。

### 九州北部豪雨に係る雑損失等の繰越控除について

平成24年分の確定申告において、九州北部豪雨による災害に係る雑損控除を適用した人のうち、当該雑損控除の金額が平成24年分の総所得金額等の合計額から分離譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた残額を超える場合には、その超える金額を繰り越して、平成25年以降3年間の各年分の所得金額から順次差し引くことができます。

また、平成24年分の確定申告において、雑損控除を適用することができるにもかかわらず、申告していない人については、平成24年分にさかのぼって申告することができません。

詳しくは、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）をご覧ください。最寄りの税務署へご相談ください。

■お問い合わせ先  
阿蘇税務署 TEL 0967 (22) 0551